

全京都建設協同組合定款

第1章 総則

(目的)

第1条 本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員の自主性を大切にしつつ、京都のより良い住まいと環境づくり及び経営環境改善の活動を行う中で、働きがいや豊かさ又人間としての成長を求めていくことにより、すべての組合員企業の発展をめざすとともに、組合員のために必要な共同事業を通じ、組合員の社会的・経済的地位の向上を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本組合は、全京都建設協同組合と称する。

(地区)

第3条 本組合の地区は、京都府、滋賀県、大阪府、奈良県、兵庫県の区域とする。

(事務所の所在地)

第4条 本組合は、主たる事務所を京都市に、従たる事務所を久世郡久御山町及び滋賀県大津市に置く。

(公告の方法)

第5条 本組合の公告は、本組合の掲示場に掲示し、かつ、必要があるときは、京都新聞に掲載してする。ただし、解散に伴う債権者に対する公告は、官報に掲載してする。

(規約)

第6条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、規約で定める。

第2章 事業

(事業)

第7条 本組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 組合員の取り扱う土木・建築の共同請負及び共同建築
- (2) 組合員の取り扱う土地の共同購入及び土地、建物の共同販売
- (3) 組合員の取り扱う建設資材、機械、器具等の共同購買
- (4) 組合員の取り扱う土木・建築の設計・監理又は工事管理等に関する業務
- (5) 組合員の取り扱う建設資材、機械、器具等の共同運送
- (6) 組合員の取り扱う建設機材の提供

- (7) 組合員に対する事業資金の貸付（手形の割引を含む）及び組合員のためにするその借入
- (8) 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
- (9) 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
- (10) 組合員の事業の執行に関する事務の代行
- (11) 組合員の福利厚生に関する事業
- (12) 組合員の事業の用に供する会議室その他の施設の設置運営
- (13) 組合員の従業員に対する雇用の福祉に関する事業
- (14) 組合員の取り扱う住まいづくりに関する研究・開発事業
- (15) 前各号の事業に附帯する事業

第3章 組合員

（組合員の資格）

- 第8条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。
- (1) 建設業を行う事業者（建設業法第3条に規定する全業種）又は建設業に附帯する事業者であること。
 - (2) 組合の地区内に事業場を有すること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に掲げる者は、組合員になることができない。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）
 - (2) 暴力団員等が実質的に運営を支配又は運営に関与していると認められる者
 - (3) 暴力団員等を不当に利用していると認められる者
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者
 - (5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

（加入）

第9条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、組合に加入することができる。

2 本組合は、加入の申込みがあったときは、理事会においてその諾否を決する。

（加入者の出資払込み）

第10条 前条第1項の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の払込みをしなければならない。ただし、持分の全部又は一部を承継することによる場合は、この限りでない。

（相続加入）

第11条 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者の1人が相続開始後30日以内に加

入の申出をしたときは、前2条の規定にかかわらず、相続開始のときに組合員になったものとみなす。

2 前項の規定により加入の申出をしようとする者は、他の相続人の同意書を提出しなければならない。

(自由脱退)

第12条 組合員は、あらかじめ組合に通知したうえで、事業年度の終りにおいて脱退することができる。

2 前項の通知は、事業年度の末日の1年前までに、その旨を記載した書面でしなければならない。

(除名)

第13条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を除名することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 出資の払込み、経費の支払い、その他本組合に対する義務を怠った組合員
- (2) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員
- (3) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員
- (4) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員
- (5) 第8条第2項各号の一に該当する組合員

(脱退者の持分の払い戻し)

第14条 組合員が脱退したときは、組合員の本組合に対する出資額（本組合の財産が出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各組合員の出資額に応じて減少した額）を限度として持分を払い戻すものとする。但し、除名による場合は、その半額とする。

(使用料及び手数料)

第15条 本組合は、その行う事業について使用料又は手数料を徴収することができる。

2 前項の使用料又は手数料は、規約で定める額又は率を限度として、理事会で定める。

(経費の賦課)

第16条 本組合第7条第9号、第11号の費用に充てるため、組合員に経費を賦課することができる。

2 前項の経費の額、その徴収の時期及び方法、その他必要な事項は、総会において定める。

(出資口数の減少)

第17条 組合員は、下記の各号の一に該当するときは事業年度の終りにおいて、その出資口数の減少を請求することができる。

- (1) 事業を休止したとき

- (2) 事業の一部を廃止したとき
 - (3) その他、やむを得ない事由があるとき
- 2 本組合は、前項の請求があったときは、理事会において、その諾否を決する。
- 3 出資口数の減少については、第 14 条（脱退者の持分の払い戻し）の規定を準用する。

(届出)

- 第 18 条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、7 日以内に本組合に届け出なければならない。
- (1) 氏名及び名称（法人たる組合員にあっては、名称及びその代表者名）又は事業を行う場所を変更したとき
 - (2) 事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき
 - (3) 資本の額又は出資の総額が、3 億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が 300 人を超えたとき

(過怠金)

- 第 19 条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員に対し、総会の議決により、過怠金を課することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の 10 日前までに、その組合員に対してその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。
- (1) 第 7 条第 8 号に規定する団体協約に違反した組合員
 - (2) 第 13 条第 2 号から第 4 号までに掲げる行為のあった組合員
 - (3) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした組合員

第 4 章 出資及び持分

(出資 1 口の金額)

第 20 条 出資 1 口の金額は、1,000 円とする。

(出資の払込み)

第 21 条 出資は、一時に金額を払い込まなければならない。

(延滞金)

第 22 条 本組合は、組合員が使用料、手数料、経費、過怠金その他本組合に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで、年利 10% の割合で延滞金を徴収することができる。

(持分)

第 23 条 組合員の持分は、本組合の正味財産につき、その出資口数に応じて算定する。

2 持分の算定に当たっては、100 円未満の数は切り捨てるものとする。

第5章 役員、顧問及び職員

(役員の定数)

第24条 役員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 理事 12人以上18人以内
- (2) 監事 2人

2 第8条第2項各号の一に該当する者は、役員となることができない。

(役員の任期)

第25条 役員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 理事 2年又は就任後2年以内の最終の決算期に関する通常総会の終結時までのいずれか短い期間
 - (2) 監事 2年又は就任後2年以内の最終の決算期に関する通常総会の締結時までのいずれか短い期間
- 2 棄欠(定数の増加に伴う場合の補充を含む。)のため選出された役員の任期は、現任者の残任期間とする。
- 3 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選出された役員の任期は、第1項に規定する任期とする。
- 4 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、新たに選出された役員が就任するまで、なお役員としての職務を行う。

(員外役員)

第26条 役員のうち、組合員又は組合員たる法人の役員でない者は、理事については5人、監事については1人を超えることができない。

(理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選任及び職務)

- 第27条 理事のうち1人を理事長、3人以内を副理事長、1人を専務理事、4人以内を常務理事とし、理事会において選任する。
- 2 理事長は、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位にしたがい、その職務を代理し、又は代行する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して本組合の業務を執行し、理事長及び副理事長とともに事故又は欠員のときは、その職務を代理し、又は代行する。
- 5 常務理事は、理事長、副理事長及び専務理事を補佐して本組合の業務を執行し、理事長、副理事長及び専務理事がともに事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位にしたがい、その職務を代理し、又は代行する。
- 6 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事がともに事故又は欠員のときは、理事会において、理事のうちからその代理者又は代行者1人を定める。

(監事の職務)

第 28 条 監事は、何時でも、会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事及び参事、会計主任その他の職員に対して会計に関する報告を求めることができる。

2 監事は、その職務を行うため必要があるときは、組合の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の忠実義務)

第 29 条 理事及び監事は、法令、定款及び規約の定め並びに総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員の選挙)

第 30 条 役員は、次に掲げる者のうちから、総会において選挙する。

(1) 組合員又は組合員たる法人の役員であって、立候補し、又は理事会若しくは 10 人以上の組合員から推薦を受けた者

(2) 組合員又は組合員たる法人の役員でない者であって、理事会から推薦を受けた者

2 役員の選挙は、連記式無記名投票によって行う。

3 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。また、当選人が辞退したときは、次点者をもって当選人とする。

4 第 1 項の規定による立候補者又は推薦を受けた者の数が選挙すべき役員の数を超えないときは、投票を行わず、その者を当選人とする。

5 第 1 項の役員の選挙を行うべき総会の会日は、少なくともその 20 日前までに公告するものとする。

6 第 1 項の規定による立候補者又は候補者の推薦をした者は、総会の会日の 15 日前までに、立候補した旨又は被推薦者の氏名を本組合に届け出なければならない。

(役員の報酬)

第 31 条 役員に対する報酬は、総会において定める。

(顧問、参与及び相談役)

第 32 条 本組合に、顧問、参与及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び参与は、学識経験又は組合事業経験のある者のうちから理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

3 相談役は、理事及び監事の経験のある者のうちから、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

(参事及び会計主任)

第 33 条 本組合に、参事及び会計主任を置くことができる。

2 参事及び会計主任の選任及び解任は、理事会において決する。

(職員)

第 34 条 本組合に、参事及び会計主任のほか、職員を置くことができる。

第 6 章 総会、理事会、委員会、支部及び青年部

(総会の招集)

第 35 条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎事業年度終了後 2 月以内に、臨時総会は必要があるときは何時でも、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

(総会招集の手続)

第 36 条 総会の招集は、会日の 10 日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各組合員に発してするものとする。

2 総会において、役員の選挙を行う場合には、前項の通知書に、第 30 条第 6 項の規定により届出のあった立候補者及び被推薦者の氏名を記載しなければならない。

(書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使)

第 37 条 組合員は、前条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもつて議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、その組合員の親族若しくは常時使用する使用人又は他の組合員でなければ代理人となることができない。

2 代理人が代理することができる組合員の数は、2 人以内とする。

(総会の議事)

第 38 条 総会の議事は、中小企業等協同組合法（以下「法」という。）に特別の定めがある場合を除き、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議長)

第 39 条 総会の議長は、総会ごとに、出席した組合員又は組合員たる法人の代表者のうちから選任する。

(緊急議案)

第 40 条 総会においては、出席した組合員（書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使する者を除く。）が総組合員の半数以上であり、かつ、出席した組合員の 3 分の 2 以上の同意を得たときに限り、第 36 条の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議案とすることができる。

(総会の議決事項)

第 41 条 総会においては、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 借入金残高の最高限度
- (2) 1組合員に対する貸付け（手形の割引を含む。）残高の最高限度
- (3) その他理事会において必要と認める事項

(総会の議事録)

第 42 条 総会の議事録は、議長及び出席した理事が作成し、これに署名するものとする。

2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 招集年月日
- (2) 開催の日時及び場所
- (3) 組合員数及びその出席者数
- (4) 議事の経過の要領
- (5) 議案別の議決の結果（可決、否決の別及び賛否の議決権数）

(理事会の招集)

第 43 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位にしたがい、副理事長が、理事長及び副理事長とともに事故又は欠員のときは、専務理事が、理事長、副理事長及び専務理事がともに事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位にしたがい、常務理事が、理事長、副理事長、専務理事及び常務理事がともに事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位にしたがい、ほかの理事が招集する。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、理事は、必要があると認めるときは何時でも、理事長に対し、会議の目的たる事項を記載した書面を提出して、理事会を招集すべきことを請求することができる。
- 4 前項の請求をした理事は、同項の請求をした日から 5 日以内に、その請求の日より 2 週間以内の日を会日とする理事会の招集通知が発せられないときは、みずから理事会を招集することができる。

(理事会招集の手続)

第 44 条 理事会の招集は、会日の 7 日前までに日時及び場所を各理事に通知してするものとする。

ただし、理事全員の同意があるときは、召集の手続を省略することができる。

(理事会の議事)

第 45 条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

(理事会の書面議決)

第 46 条 理事は、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ通知のあった事項について、書面により理事会の議決に加わることができる。

(理事会の議決事項)

第 47 条 理事会は、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に提出する議案

(2) その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

(理事会の議長及び議事録)

第 48 条 理事会においては、理事長がその議長となる。

2 理事会の議事録については、第 42 条（総会の議事録）の規定を準用する。この場合において、同条第 2 項第 5 号中「(可決、否決の別及び賛否の議決権数)」とあるのは、「(可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名)」と読み替えるものとする。

(委員会)

第 49 条 本組合は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として、委員会を置くことができる。

2 委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、規約で定める。

(支部)

第 50 条 本組合は、地域ごとの組合員をもって構成する支部を置く。

2 支部について必要な事項は、規約で定める。

(青年部)

第 51 条 本組合に青年部を置くことができる。

第 7 章 賛助会員

(賛助会員)

第 52 条 本組合は、本組合の趣旨に賛同し、本組合の事業の円滑な実施に協力しようとする者を賛助会員とすることができます。ただし、賛助会員は、本組合において、法に定める組合員には該当しないものとする。

2 賛助会員について必要な事項は、規約で定める。

第 8 章 会計

(事業年度)

第 53 条 本組合の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終るものとする。

(法定利益準備金)

第 54 条 本組合は、出資総額に相当する金額に達するまでは、毎事業年度の利益剰余金（ただし、前期繰越損失がある場合には、これをてん補した後の金額。以下、第 55 条及び第 56 条において同

じ。) の 10 分の 1 以上を法定利益準備金として積み立てるものとする。

2 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、とりくずさない。

(資本準備金)

第 55 条 本組合は、減資差益 (第 14 条ただし書の規定によって払い戻しをしない金額を含む。) は、資本準備金として積み立てるものとする。

(特別積立金)

第 56 条 本組合は、毎事業年度の利益剰余金の 10 分の 1 以上を特別積立金として積み立てるものとする。

2 前項の積立金は、損失のてん補に充てるものとする。ただし、出資総額に相当する金額を超える部分については、損失がない場合に限り、総会の議決により損失のてん補以外の支出に充てることができる。

(法定繰越金)

第 57 条 本組合は、第 7 条第 9 号の事業 (教育情報事業) の費用に充てるため、毎事業年度の利益剰余金の 20 分の 1 以上を翌事業年度に繰り越すものとする。

(配当又は繰越し)

第 58 条 每事業年度の利益剰余金 (毎事業年度末決算において総益金から総損金を控除した金額) に前期の繰越利益又は繰越損失を加減したものから、第 53 条の規定による法定利益準備金、第 55 条の規定による特別積立金及び前条の規定による法定繰越金を控除してなお剰余があるときは、総会の議決によりこれを組合員に配当し、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(配当の方法)

第 59 条 前条の配当は、総会の議決を経て、事業年度末における組合員の出資額、若しくは組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてし、又は事業年度末における組合員の出資額及び組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてするものとする。

2 事業年度末における組合員の出資額に応じてする配当は、年 1 割を超えないものとする。

3 配当金の計算については、第 23 条第 2 項 (持分) の規定を準用する。

(損失金の処理)

第 60 条 損失金のてん補は、特別積立金、法定利益準備金、資本準備金の順序にしたがってするものとする。

(職員退職給与の引当)

第 62 条 本組合は、事業年度ごとに、職員退職給与に充てるため、退職給与規定に基づき退職給与引当金を引当てるものとする。

以上

昭和 30 年 5 月 制定
改定 昭和 36 年 8 月 8 日
昭和 37 年 11 月 15 日
昭和 38 年 2 月 18 日
昭和 42 年 9 月 5 日
昭和 43 年 6 月 17 日
昭和 44 年 7 月 15 日
昭和 45 年 6 月 22 日
昭和 46 年 6 月 22 日
昭和 48 年 6 月 18 日
昭和 49 年 8 月 19 日
昭和 51 年 6 月 22 日
昭和 52 年 6 月 28 日
昭和 53 年 6 月 16 日
昭和 54 年 7 月 2 日
昭和 55 年 6 月 28 日
昭和 57 年 6 月 29 日
昭和 60 年 6 月 26 日
昭和 62 年 6 月 23 日
平成 3 年 6 月 15 日
平成 6 年 6 月 16 日
平成 12 年 9 月 13 日
平成 18 年 6 月 27 日
平成 20 年 6 月 10 日
平成 22 年 6 月 10 日
平成 23 年 7 月 6 日
平成 28 年 7 月 12 日
令和 3 年 6 月 7 日